

令和4年度（2022年度）外国人介護人材受入支援事業実施要綱

1 事業の目的

外国人介護人材の介護技術・知識や日本語能力等の向上を促進するため、外国人技能実習生及び1号特定技能外国人に対する研修を実施することにより、介護現場における外国人介護人材の円滑な就労・定着を図る。

2 実施主体

北海道

3 事業の委託

道が適当と認めた事業者に委託して実施する。

4 委託期間

（委託契約締結日）から令和5年（2023年）3月31日まで。

5 委託業務の概要

受託者は、研修を企画・運営する。

- （1）研修カリキュラムの策定
- （2）シラバスの策定（研修の到達目標や内容、講師・教材等の選定等）
- （3）研修の回数、日程、研修会場等の設定・確保
- （4）研修で使用する補助資料、アンケート等の作成
- （5）研修開催案内の作成、発送
- （6）受講申込の受付
- （7）研修当日の運営
- （8）アンケート等の取りまとめ
- （9）研修実施後の実績報告書の作成
- （10）その他研修の実施上必要な事項

6 業務内容

受託者は、次のとおり研修を実施すること。

- （1）研修対象者
道内の介護サービス施設・事業所において介護職員として従事する外国人技能実習生及び1号特定技能外国人
- （2）研修会場
道内1か所以上において、受講者の利便性に配慮した会場を選定することとするが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインの実施に努めること。
- （3）定員
100名
- （4）研修内容
研修については講義（座学）だけでなく演習を含むものとし、研修の他に、国による介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ等の既存の学習ツールを適切に活用すること。
また、受講者の介護技術・知識及び日本語能力の習得レベルに応じたグループ分けによる学習指導の実施や、必要に応じて補助指導員を配置する等の配慮を行うこと。
介護技術・知識等については、原則、介護職員初任者研修を参考に、介護現場で必要とされる基本レベルに到達するための研修内容とすること。

日本語能力については、原則、日本語能力試験におけるN3相当のレベルに到達するための研修内容とすること。

なお、研修科目については、表を基準として実施することとするが、研修対象者の介護及び日本語の習得状況やニーズを踏まえ、必要に応じて変更して実施することができることとする。

(表)

科目名 (仮)
介護の基本
コミュニケーション技術
移動の介護
食事の介護
衣服の着脱の介護
排泄の介護
入浴の介護
文化の理解
介護の日本語
認知症の理解

(5) 研修講師

講師は、各科目に精通した者を、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定すること。

「文化の理解」及び「介護の日本語」を除く科目については、「北海道介護職員初任者研修等実施要綱 別紙4」を参考に選定すること。

(6) 研修成果等の確認

研修成果を把握するため、シラバスにおいて研修の到達目標や習得する技能等を示した上で、研修の開始時と終了時にテスト等を実施すること。

(7) 道への報告

研修の実施状況について、別記第1号様式及び第2号様式により月末時点の状況を速やかに道に報告すること。

(8) その他

企画・運営等に係る詳細については、道と協議の上、執り進めること。

7 報告書の作成

- (1) 受講者への配付資料
- (2) 受講者一覧表
- (3) テスト及びアンケートの分析結果

8 成果物の提出

紙媒体1部及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚

9 その他

委託契約書及び実施要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議の上定めるものとする。